

神戸市道路掘削及び路面復旧工事仕様書

令和8年4月1日適用

第一章 総則

(目的)

第1条 本仕様書は、道路占用許可等に基づき、地下埋設物の新設、移設、増設、修繕または廃止に伴う道路の掘削工事(埋戻し及び仮復旧を含む)及び路面復旧工事を実施する際に、施工上遵守すべき事項を定めることにより、工事の安全かつ円滑な遂行を図ることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本仕様書における用語の定義は、次のとおりとする。

(1) 道路占用許可等

道路法第32条(道路の占用の許可)の規定による許可、同法第35条(国等の行う道路の占用の特例)の規定による協議による同意

(2) 許可条件等

道路占用許可に付された条件及び指示・命令

(3) 掘削工事

前号に基づく道路の掘削工事

(4) 路面復旧工事

掘削工事により生じた掘削跡の復旧または新設工事

(5) 占用者

道路管理者から道路占用許可等を受けた者

(関係法令の遵守)

第3条 占用者は、工事の施工にあたり、別紙-1に掲げる関係法令、示方書及び要綱等を遵守しなければならない。

(疑義の解釈)

第4条 本仕様書の条項について疑義を生じた場合、または記載のない事項が生じた場合は、道路管理者と協議しなければならない。

(工事の監督)

第5条 占用者は、工事現場に請負人の監督責任者を常駐させ、工事現場の安全管理と工事の適正な実施について監督させなければならない。

2 監督責任者には、「道路掘削許可証」または「協議回答書」の写しを必ず携帯させなければならない。

(占用工事の時期)

第6条 占用者は、他の占用工事又は道路に関する工事の時期を勘案して、適切な時期に工事を実施すること。

2 占用者は、交通に著しい支障を及ぼさない時期を選定し、特に道路を横断して掘削する工事、その他道路の交通を遮断する工事については、交通量の最も少ない時間帯に施工しなければならない。

(住民への広報)

第7条 占有者は、工事の実施にあたり、事前に地元住民に対して工事内容を説明し、理解と協力を得るよう努めなければならない。

(材料置き場等)

第8条 工事に必要な材料置場、工事車両の搬入等のため、やむを得ず道路を使用するときは、道路管理者及び所轄警察署の許可を得なければならない。なお、その手続きは占有者が行なうものとする。

(現場の整理整頓)

第9条 工事現場は、道路管理上支障とならないように常に整理整頓しなければならない。また、機械器具、材料、残土等を消火栓、制水弁、ガス開閉栓及び各種マンホール等の上又は近くにおいてはならない。さらに、道路を復旧する際に、これらの設備を覆い隠してはならない。

2 工事現場内はもとより工事現場周辺においても常時清掃等に努め、環境面に配慮しなければならない。

(公害防止とリサイクル)

第10条 占有者は、工事騒音・振動等について、適切な処置を講じ工事公害の発生を防止し、市民の生活環境の保全に努めなければならない。また、工事により発生する建設副産物については、関係法規を遵守し、適正な処理を行わなければならない。

(交通の安全)

第11条 占有者は、工事現場に道路標識、工事標示板、保安柵、赤色警戒灯及び黄色警戒灯を設置するなど、安全対策を講じた後でなければ工事に着手してはならない。なお、設置については、「道路工事現場における保安施設等の設置基準」(土木請負工事必携参照)によるものとする。

2 第8条によって許可を得て資機材、工事車両等を道路上に置く場合は、最小限の範囲とするとともに、必ず保安施設等を設けて歩行者や通行車両の安全を確保しなければならない。また、付近住民の日常生活や業務を妨害してはならない。加えて、工事車両等は原則、歩道に乗り入れないこと。

3 工事施工に際しては、交通量に応じて適当なすれ違い区間を設け、又は施工区間を短距離に限定する等、交通への支障を最小限度にとどめるように配慮し、必要に応じて交通整理員を配置しなければならない。

4 道路の片側を施工する場合は、反対側に交通が集中するため、交通に支障をきたさないよう常に注意し、施工をしない片側部分についても占有者の責任において維持、保全及び補修等を行わなければならない。

5 工事施工に際して、歩行空間に影響のある場合は、仮歩道を設けて歩行者の安全確保に努めなければならない。なお、仮歩道を設ける場合は、要綱等の規定に基づくほか、やむを得ない場合を除き「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」に配慮した構造とすること。

(安全管理)

第12条 占有者は、工事の施工に際しては、「労働安全衛生法」その他関係法令を遵守するとともに「建設工事公衆災害防止対策要綱」(国土交通省、令和

元年9月2日)、「土木工事安全施工技術指針」(令和5年3月国土交通省大臣官房技術調査課)等に準拠し、事故の防止に努めなければならない。

- 2 占有者は、緊急時の措置が速やかに実行できるように、下請負人及び作業員に至るまで訓練しておかなければならない。
- 3 占有者は、事故が発生したとき又は発生のおそれを生じたときは、直ちに応急措置を行なうとともに、その状況について関係官公署等へ通報し、付近住民等に対して広報活動及び避難誘導の処置をとらなければならない。
- 4 占有者(ガス事業者を除く。)は、ガス管が埋設されていると認められる場所又はその付近を掘削する工事(歩道下の各引込管工事については特に必要と認める場合に限る。以下「ガス管に係る工事」という。)に際しては、事前にガス管の防護方法、工事中の点検立会いその他保安上必要な措置に関する事項について、ガス事業者と協議しなければならない。また、その写しを当該工事の実施日までに道路管理者へ提出しなければならない。

(「道路占用工事等による事故防止対策について」 昭和54年8月30日建設省道路局通達)

- 5 占有者は、特にガス管を露出させ、又はガス管の周辺を掘削した場合は、埋戻し完了後においても、路面の本復旧を行なうまでの間は、路面の状況を監視し、必要に応じてガス事業者へガス漏れ調査等を依頼しなければならない。また、占有者は、ガス事業者への依頼内容を道路管理者へ連絡しなければならない。

(「道路占用工事等による事故防止対策について」 昭和54年8月30日建設省道路局通達)

(防災対策)

- 第13条 占有者は、平素から気象情報等について十分に注意を払うとともに、豪雨、出水その他天災に対しては常にこれに対処できる準備をしておかなければならない。

(第三者への損害)

- 第14条 工事に起因して、本市若しくは第三者に損害を及ぼしたとき、又は第三者との間に紛争が生じたときは、直ちに道路管理者に報告(事故の場合は、第15条による。)するとともに、占有者の責任において解決しなければならない。

(事故報告)

- 第15条 占有者は、工事施工中に下記のいずれかに該当した場合、ただちに第一報を本市係員に電話等で通報するとともに、遅滞なく本市係員の指示による方法で道路管理者に報告しなければならない。

- (1) 人身事故又は車両事故が発生した場合
- (2) 周辺家屋等を損傷した場合
- (3) 他の占用物件を損傷した場合
- (4) 道路構造物(路面を含む。)を損傷した場合
- (5) その他道路交通に大きな損傷を与えた場合

(品質・施工管理)

- 第16条 占有者は、原則として、土木工事共通仕様書に基づき、品質・施工管理を行なわなければならない。但し、道路管理者から特に指示があった場合は、

これに従うものとする。

(工事写真)

第 17 条 占有者は、工事着手前及び工事完成後の写真、並びに工事の施工順序に従って施工管理状況を示す写真を「道路掘削工事記録写真撮影基準」(付録－1 参照)に従って撮影・記録し、道路管理者に提出しなければならない。

(検査)

第 18 条 あらかじめ本市係員(道路管理者が命じた職員をいう。以下同じ。)が指示した箇所、主要な工事の区切り等では、本市係員の検査を受けなければならない。

2 工事中及び完了後の検査に際しては、資料の提出、測量その他について本市係員の指示に従わなければならない。

(瑕疵担保)

第 19 条 路面の本復旧工事完了後、占有者の施工した工事の瑕疵に起して道路が損傷した場合は、占有者は「神戸市道路占用規則」第 24 条の規定に基づき直ちに修復しなければならない。

第二章 掘削

(地下埋設物等)

第 20 条 占有者は、「地下埋設物の事故防止対策決定事項」(神戸市道路掘削工事連絡協議会、昭和 58 年 3 月 22 日)(土木請負工事必携参照)を遵守して工事を行わなければならない。

2 占有者は、試掘等により地下埋設物を確認した後に、工事を施工しなければならない。

3 試験掘りは、埋設管、ケーブル等を完全に露出させ、位置、大きさ、種別等を確認し、定められた方法で路面標示を行わなければならない。

4 ガス管又は石油管の付近で工事を施工する場合は、火気を使用してはならない。

5 施工にあたっては、他の占有物件の保持に支障を及ぼさないために、他の地下埋設管理者と協議の上、必要な措置を講じなければならない。

6 事前立会、試験掘りで確認のできなかつた不明管は、防護を行なった後、道路管理者及び関係する占有管理者等と再度立会・協議を行い、その処置を決定しなければならない。

(掘削)

第 21 条 掘削は、溝掘り若しくはつぼ掘り又は推進工法その他これに準ずる工法によるものとし、えぐり掘りを行ってはならない。

2 舗装道路の掘削は、コンクリートカッター、アスファルトカッター等を使用し、舗装切口は垂直になるよう丁寧に切り取り、切口を整正しなければならない。また、舗装切断作業の際、切断機械から発生するブレード冷却水と切断粉が混じりあつた排水については、排水吸引機能を有する切断機械等により回収し、産業廃棄物として適正に処理(運搬・処分)しなければならない。

3 試験掘り及び地下埋設物を損傷するおそれのある範囲で路面の取り壊しや

掘削を行なう場合は、慎重に少量ずつ施工するものとし、地下埋設物に衝撃を与えるおそれのある大型機械等を使用してはならない。

- 4 掘削作業開始から埋戻し完了までの間、周辺地盤の緩みや沈下等に留意しなければならない。また、地下埋設物の損傷の防止に努めなければならない。
- 5 掘削にあたっては、路面の排水を妨げない措置を講じなければならない。
- 6 切取面にその箇所土質に見合った勾配を保って掘削出来る場合を除き、掘削の深さが 1.5m を超える場合には、原則として土留工を施さなければならない。
- 7 軟弱地盤又は湧水地帯にあつては、適切な土留工及び補助工法を選定し土砂の流出及び地盤の緩み等を防止した後、掘削を行なうこと。また、掘削中は、土留工や背面地盤の変位を確認しながら施工しなければならない。なお、排水が必要な場合で最寄の側溝、下水道施設、河川等へ排水する場合は、その管理者の許可を得た上、必要に応じて沈砂、ろ過施設等を経て排水するものとし、路面その他に排水してはならない。

(交通対策)

第 22 条 掘削長さは、原則として当日中に埋戻し得る程度を目途として最小限に止めなければならない。ただし、工事の施工上やむを得ない場合において、覆工を施す等、道路の交通に著しい支障を及ぼすことのないように措置して行なうときはこの限りでない。

- 2 道路を横断して掘削する場合は、原則として道路の交通に著しい支障を及ぼさないと認められる部分についてのみ掘削を行い、当該掘削を行った道路の部分に交通を妨げない措置を講じた後でなければ、残りの道路掘削をしてはならない。
- 3 人家に近接して掘削する場合は、人の出入りを妨げない措置を講じなければならない。
- 4 掘削部分に近接する場合には、掘削土砂を堆積しないで余地を設けるものとし、掘削土砂が道路の交通に支障を及ぼすおそれのある場合においては、掘削土砂を他の場所に搬出しなければならない。

第三章 埋戻し

(埋戻しの時期)

第 23 条 掘削跡の埋戻しは、原則として当日中に完了しなければならない。工事の都合等により埋戻しが出来ない場合は、交通及び道路の保全上、完全な措置を施した上で、後日できるだけ速やかに埋戻しを行なわなければならない。

(埋戻しの方法)

第 24 条 埋戻しに際しては、原則として 30cm (路床部は 20cm) 以下の層厚で各層ごとにバイブレーションローラー、ランマー、タンパー等、各土質に適応した転圧機械を用いて、確実に締め固めを行なわなければならない。

- 2 地下水、浸透水のあるところでは、水の処理を行なった上で、埋戻しを行なわなければならない。やむを得ず水中埋戻しを行う場合は、道路管理者と協議しなければならない。
- 3 埋戻し土砂が路床土として適当でないとき又は不足しているときは、砂、切

込碎石、良質土砂、再生碎石等との入替え又は補充を行う等の措置をして埋戻さなければならない。なお、埋設管周辺及びその上端 15cm までは、真砂土等、良質土にて十分締め固めを行わなければならない。

- 4 土留工の撤去に際しては、路面に緩みが生じないように下部を埋戻したのちに徐々に撤去し、土留杭打跡の空隙を充填する等の措置を講じなければならない。なお、地盤崩壊、近接地下埋設物の沈下、路面の沈下等の恐れがあるなど土留工の撤去が出来ない場合は、道路管理者の承認を得て「廃止管路及び仮設物件の残置取扱い基準」により措置しなければならない。

(地下埋設物の明示)

第 25 条 占有者は、法施令第 12 条第 1 項第 2 号のハに基づき地下埋設物の名称、管理者、埋設の年等、埋設標示シートにより、必要な明示を行わなければならない。

- 2 埋設表示テープは、「地下埋設物の明示方法」(付録-4 参照)によるものとする。

(埋戻し後の管理)

第 26 条 埋戻し後、残土、残材料等があるときは速やかに撤去し、道路を清浄に仕上げなければならない。

- 2 埋戻し完了後、速やかに仮復旧工事(又は本復旧工事)を施工することが出来ない場合は、占有者は絶えず当該箇所を監視し、路盤沈下等が生じたときは、直ちに修復しなければならない。なお、降雨中及び降雨後は特に注意しなければならない。
- 3 埋戻し路面から塵埃が発生する恐れのある場合は、適切な防塵処理をおこなわなければならない。

第四章 路面の仮復旧

(仮復旧)

第 27 条 仮復旧は、原則としてこれを行うものとする。ただし、埋戻し完了後速やかに本復旧を行う場合には、「即時本復旧基準」(別紙-2)に基づき実施できるものとする。

- 2 車道部における仮復旧は、「道路掘削跡復旧構造図」(付録-3 参照)に見合う舗装構造で、必ず先行路盤を施工しなければならない。なお、大規模復旧工事は、道路管理者と占有者が別途協議することとする。
- 3 仮復旧路面は、通行の支障や沿道に影響を及ぼさないよう、周辺路面に合わせ平坦に仕上げなければならない。

(仮復旧の時期)

第 28 条 仮復旧は、原則として埋戻し完了後、ただちに施工しなければならない。

(仮復旧の工種)

第 29 条 仮復旧は、本復旧まで通過交通に耐え得る構造で施工するものとし、車道は加熱式アスファルト合材(密粒度アスファルト又は再生密粒度アスフ

ァルト)を使用すること。ただし、その他の方法により仮復旧を行なう場合は、道路管理者の承認を得なければならない。

(仮復旧の路面標示)

第 30 条 仮復旧の路面には、「仮復旧あとの路面表示について」(神戸市道路掘削工事連絡協議会、平成 16 年 4 月 1 日)(土木請負工事必携参照)(付録一 2 参照)に従って、必ず占有者の標示を行わなければならない(大阪ガス株、関西電力株、NTT株、神戸市水道局、神戸市建設局下水道部が対象)。また、区画線及び道路標示等は、明瞭に視認できるよう仮復旧しなければならない。

(仮復旧路面の管理)

第 31 条 占有者は、本復旧工事施工までの間、常に仮復旧箇所を巡回点検し、路盤の沈下その他不良箇所が生じたとき、又は道路管理者から指示を受けたときは、直ちに修復しなければならない。

第五章 路面の本復旧

(一般事項)

第 32 条 本復旧工事は、「道路掘削跡復旧構造図」(付録一 3 参照)に基づき、在来舗装と同等以上の機能となるように復旧するものとし、本仕様書及び別紙一 1 に定める示方書等に基づいて施工しなければならない。ただし、「道路掘削跡復旧構造図」に列記する断面に抛りがたい場合は、道路管理者と協議し決定することとする。

(復旧面積)

第 33 条 本復旧面積は、道路管理者と占有者が立会の上、実情に応じて決定するものとする。

(復旧時期)

第 34 条 本復旧工事は、仮復旧後 60 日以内に施工すること。なお、この期間を超える場合は、道路管理者の許可を得ること。

(復旧方法)

第 35 条 路面復旧箇所は、立会いによって指示された位置(舗装絶縁線等)までカッター等を使用してきれいに切断し、旧舗装を除去しなければならない。

(路盤工)

第 36 条 路盤材料は一層の仕上り厚が、下層路盤にあっては 20cm 以下並びに上層路盤にあっては 15cm 以下になるように敷均しを行い、最適含水比付近で所定の密度が得られるように十分締め固めなければならない。

- 2 構造物の取付部や継目部の締め固めは、小型の締め固め機械等で特に入念に施工しなければならない。
- 3 路盤に使用する材料は再生粒度調整砕石、粒度調整砕石、再生砕石等とする。ただし、舗装設計等により道路管理者の承認を得た場合はこの限りでない。

(アスファルト舗装)

第 37 条 基層・表層の舗設は、5 cm毎に施工し、縦横断面形状を正しく平坦に仕上げ、かつ所定の締固め度以上になるように入念に施工しなければならない。

- 2 継目部分及び構造物との接触面は、十分に清掃し、瀝青材を塗布し、混合物が十分密着するようにしなければならない。
- 3 排水性・透水性舗装を含めたアスファルト舗装は「舗装施工便覧」等、準拠して施工しなければならない。
4. 曲線部、坂路中の交差点や縦断勾配 7 %以上の急坂路には滑り止め舗装とすること。

(セメントコンクリート舗装)

第 38 条 セメントコンクリート舗装の施工にあたっては、所定の品質並びに舗装版として一体の強度が確保できる構造で復旧しなければならない。

(特殊舗装)

第 39 条 タイル舗装、小舗石舗装等は、在来舗装と同じ材料を使用し、周囲となじみ良く復旧しなければならない。

- 2 カラー舗装は色合せを行い、周囲の舗装と違和感が生じないように留意しなければならない。
- 3 インターロッキングブロックは、原則として在来品を使用して復旧することとする。ただし、破損等により再使用できない場合は、同等品により復旧することが出来る。復旧にあたっては、性能を確保するため、高さや厚さの調整は必ず路盤で行いクッション砂は転圧して所定の高さで一様に施工すること。また、カッター目地はむやみに設けず、マンホール周辺の仕上げにおいても、小片化したブロックとならないよう周辺舗装となじみよく施工すること。

(歩道平板舗装)

第 40 条 在来コンクリート平板で破損及び変色していないものを再使用するとき、道路管理者の承認を得なければならない。

- 2 取り合い部分等において、場所打ちコンクリートを必要とする場合は、道路管理者の指示に従って施工し、平板目地に合わせて目地切りを行なわなければならない。

(視覚障がい者誘導用ブロック)

第 41 条 視覚障がい者誘導用ブロックについては「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」に基づいて設置すること。なお、既存不適格な製品が混じることがないようにすること。

(路面標示)

第 42 条 本復旧完了後、速やかに既設の区画線及び道路標示を溶融によって復旧しなければならない。

(砂利道)

第 43 条 砂利道の復旧については、次の各号により施工しなければならない。

- (1) 材料は、2.5 mmふるい通過量が 50%以下かつ 0.074 mmふるい通過量が

10%以下の粒度分布のよい切込砕石、再生砕石又はスラグのクラッシャー等とする。

(2) 適度な含水比（最適含水比付近）で所定の締固め度が得られるように十分に転圧し、在来路面となじみよく仕上げる。

(3) 砂利道の表面仕上げを行なう場合においては、路面を砕石及び衣土をもって掘削前の路面形に締固めること。

第六章 特殊工法（推進工法、シールド工法、薬液注入工法等）

（施工計画）

第44条 施工に際しては、施工場所の土質、地下水の状況、道路の構造、地下埋設物等の諸条件を十分に調査し、施工方法を検討し、最適な施工計画を策定しなければならない。

（路面の管理）

第45条 占有者は、工事着手前から完了後まで工事現場付近の道路の状態を点検し、また縦横断面測量を行い、道路に影響が生じたときは、道路管理者の指示を受け、必要な措置を講じなければならない。

（施工）

第46条 堅坑の施工にあたっては、入念な設計施工計画を立案し、周辺地盤に影響をあたえてはならない。

2 掘削推進及び押し込みにあたっては、先掘り等を行なってはならない。また、圧気過剰による持ち上がりや噴発、掘削推進及び押し込みに伴う地盤の陥没や沈下、隆起又は周辺地盤のゆるみにより道路や地下埋設物の損傷等を発生しないように細心の注意をはらわなければならない。

3 薬液注入工法は、「薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針」に基づいて施工するものとし、実際にあたっては、注入圧、注入量及び材料の配合等について施工計画書を道路管理者に提出しなければならない。

第七章 道路掘削跡復旧工事面積算定方法

（復旧面積の算定）

第47条 路面復旧面積の算定及び許可条件等により道路管理者が施工する道路掘削跡の路面復旧工事に要する費用計算の基礎となる面積（以下「復旧面積」という。）の算定は道路管理者又は道路管理者が命じた職員と占有者が立会のうえ次の各号により算定する。

(1) 電柱等の建柱及び抜柱・点掘削は、原則として1箇所あたり2.0㎡とするが、掘削状況及び箇所数等の状況に応じて処理する。

(2) 復旧面積は、掘削部分の面積に、影響部分の面積（以下「影響面積」という。）を加えたものとする。

- (3) 前号の規定にかかわらず、電柱を除き、道路幅員 4m未満の路面復旧幅は全幅とすることが望ましい。路面復旧延長は表－1 のとおりとする。

表－1 復旧工種別復旧延長

復旧工種	路面復旧延長
特 2 号工及び特 2-1 号工	4.0m以上
2 号工、2－2 号工、 特 3 号工及び特 3－1 号工	3.0m以上
その他	2.0m以上

- (4) 掘削面積及び上記影響面積以外に明らかに掘さくの影響による亀裂、又は、沈下等の異状が路面に生じている場合は、その個所も影響面積として算定する。
- (5) 掘削による影響面積外に掘削に伴う片側通行等のために生じたと明白に認められる破損個所が存在する場合、この破損個所は影響面積に算定する。
- (6) 道路掘削特別申請により許可を受けた場合の復旧面積においては、本条の規定にかかわらず、道路管理者と協議の上、算定する。
- (7) 復旧面積の計算は、少数 2 位四捨五入し、少数位以下 1 位止めとする。

(影響面積の算定)

第 48 条 各種舗装道路の影響面積の算定については、次の各号によるものとする。

イ アスファルト舗装

掘削部分の端から舗装の絶縁線までの距離が次式により計算した n の値以下である場合又は n の値に 1.2 m を加えた値以上である場合にあっては掘削部分の端からの距離が n の値の直線で囲まれた部分について行うものとする。但し、延長は前条第 1 項第 3 号の表－1 以上とする。

$$n = K \cdot t$$

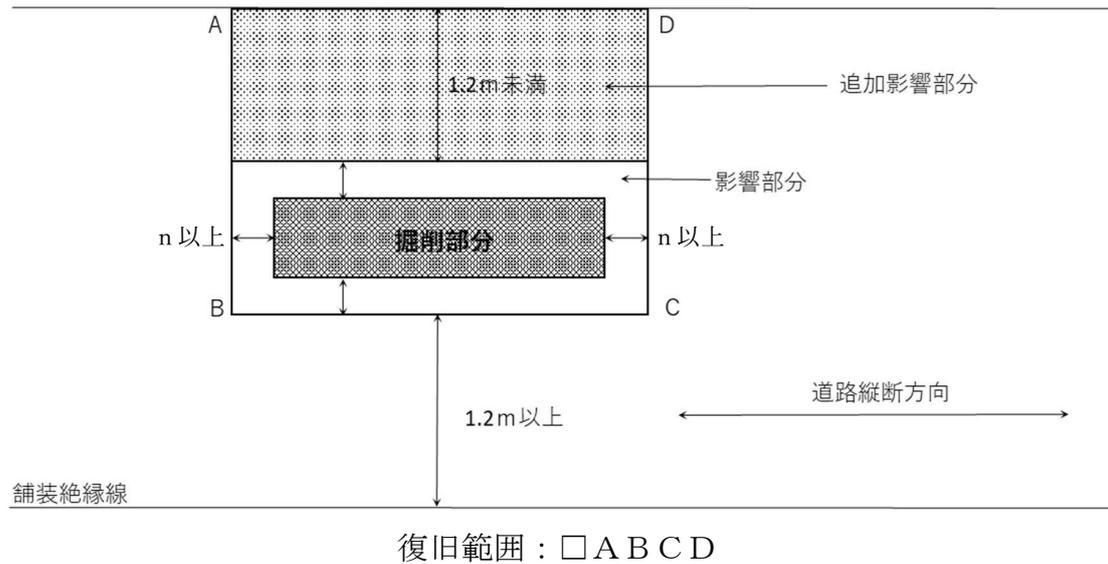
n : 掘削部分からの距離 (0.1m未満は切り上げとする)

K : 1.0 アスファルト舗装

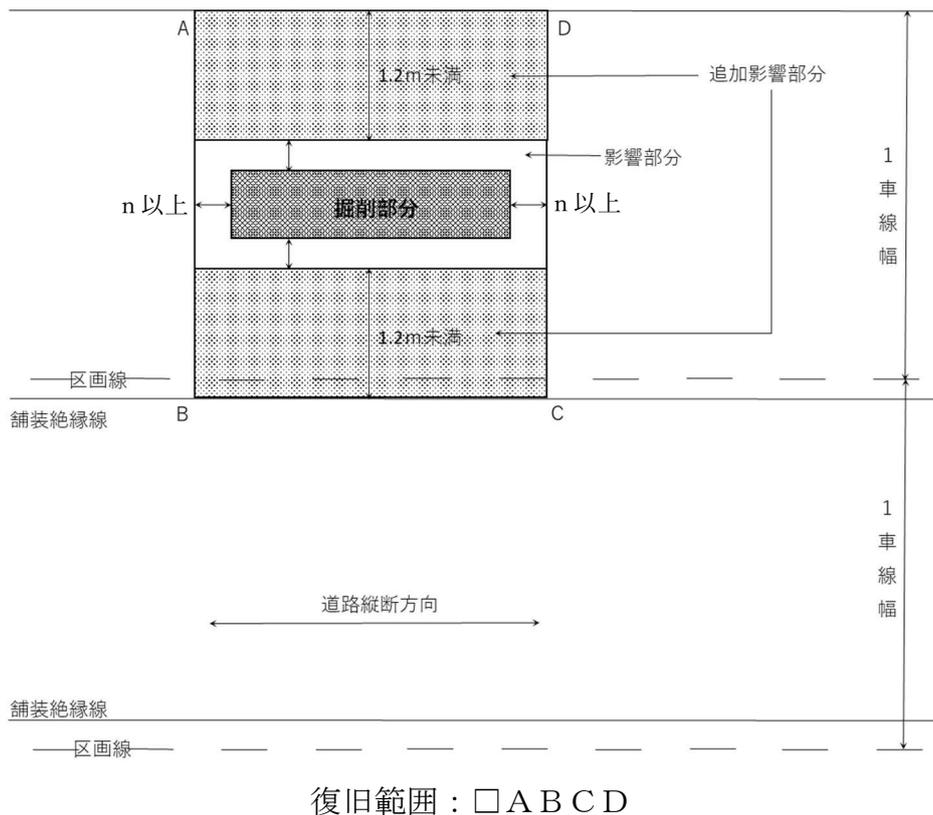
t : 掘削部分の路盤の厚さ

図-1 アスファルト舗装

(1) 一般的な掘削

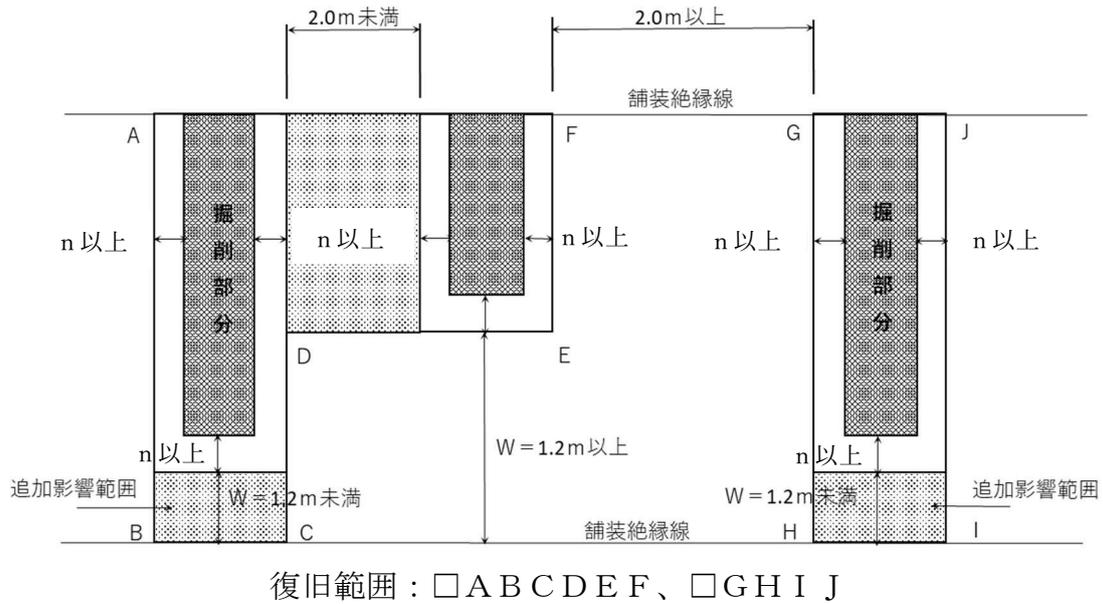


・他車線道路の場合



(2) 引込管の競合掘削

ガス、水道、下水道等の引込管等が各戸ごとに連続して埋設された場合、あるいは旧掘削部に隣接して埋設された場合、隣接する影響部分間の距離又は旧打ち継ぎ目との距離が 2m 未満の時は、この部分を影響部分を含めて復旧面積とする。



ロ コンクリート舗装

掘削部分の端から舗装の絶縁線までの距離が次式により計算した n の値以下である場合又は n の値に 1.2m (ただし膨張目地の場合は 1.8m) を加えた値以上である場合にあつては、掘削部分の端からの距離が n の値の直線で囲まれた部分について行うものとする。

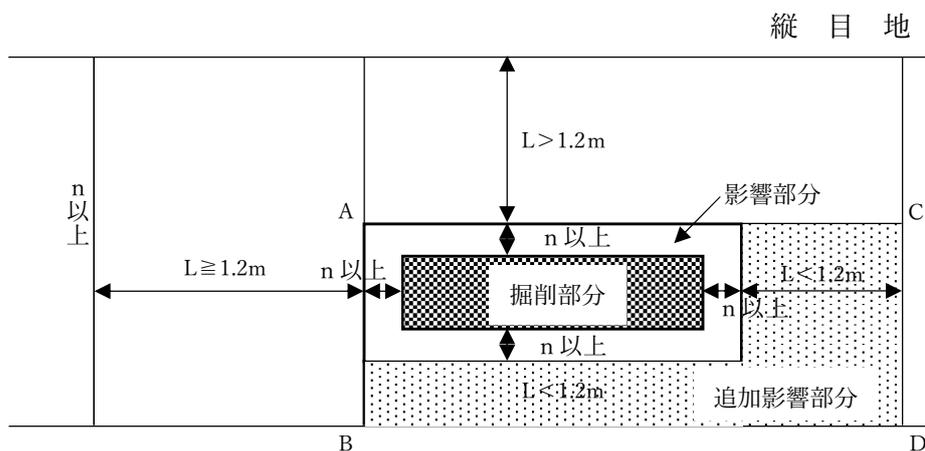
$$n = K \cdot t$$

n : 掘削部分からの距離 (0.1m未満は切り上げとする)

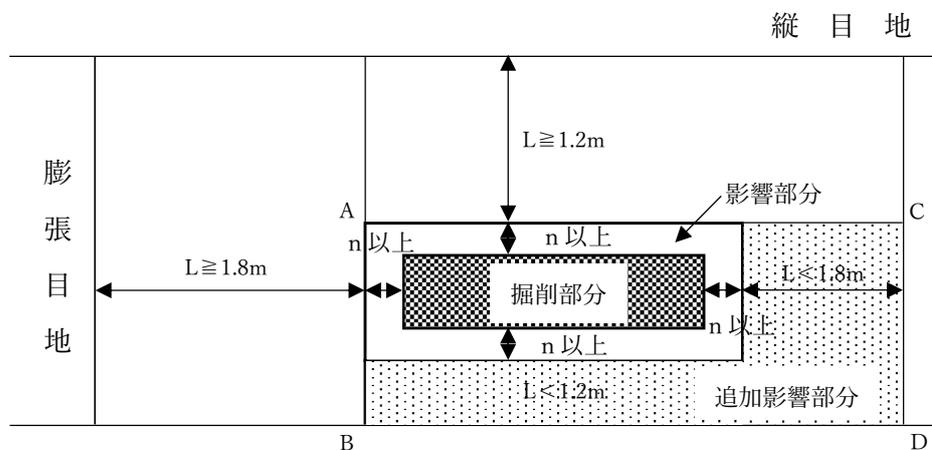
K : 1.4 セメントコンクリート舗装

t : 掘削部分の路盤の厚さ

図-2 コンクリート舗装
・(施工目地の場合)



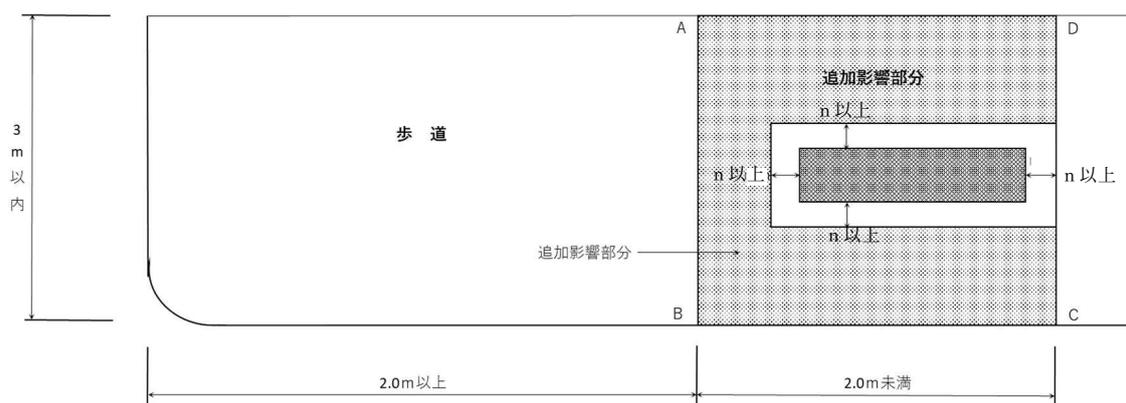
- ・(膨張目地がある場合)



(2) 歩道舗装

歩道幅員が 3m 以内の歩道にあつては全幅を、また長さ 2m 未満の時は 2m をもって復旧する。

- ・この復旧部と舗装絶縁線との距離が 2 m 未満となる時は、この部分も影響部分に含めて復旧する。
- ・歩道幅員が 3m を超える場合は、別途協議する。
- ・歩道部の引込掘削については、車道の「イ アスファルト舗装 (2) 引込管の競合掘削」を参考とすること。



〔法規〕

道路法、道路法施行令、道路法施行規則、道路構造令、道路交通法、
労働安全衛生法、労働安全衛生規則、神戸市道路占用規則、その他関連法規。

〔示方書・要綱等〕

舗装の構造に関する技術基準同解説、舗装設計施工指針、舗装施工便覧、
舗装設計便覧、排水性舗装技術指針(案)、道路維持修繕要綱、
コンクリート標準示方書、土木工事共通仕様書、
建設工事公衆災害防止対策要綱、土木工事安全施工技術指針、
神戸市バリアフリー道路整備マニュアル、その他必要な図書。

即時本復旧工事承認基準

1. 目的

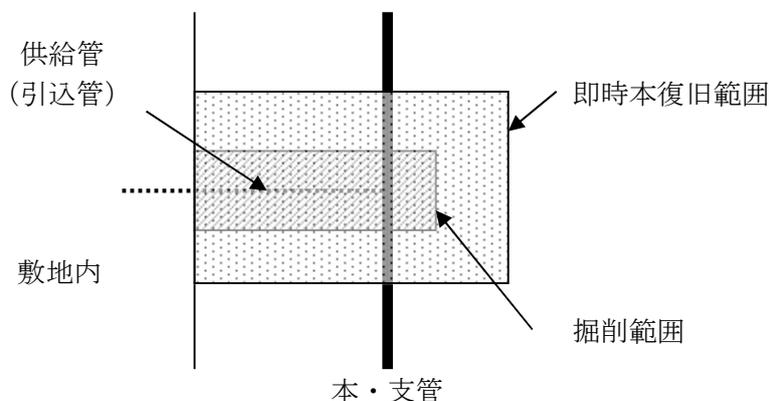
この基準は、道路埋設管にかかる路上工事を縮減するため、仮復旧工事を省略する場合に適用する。

2. 適用範囲・条件

(1) 占用協議者の単独工事である原因者復旧工事における、供給管（引込管）の工事に適用する。

その際の即時本復旧面積については、概ね15㎡を上限とする。

(参考図)



3. 承認手順

即時本復旧工事を実施する場合は、道路占用許可申請に先立ち、必ず建設事務所と事前協議を行い、承認を得ること。

事前協議の際には、道路占用許可申請に必要な書類・図面とともに、本復旧範囲を定めるにあたって参考となる現況写真などの資料を添付すること。

4. 申請手順

道路占用許可申請の際には、即時本復旧の対象工事である旨を必ず申請書の備考欄に記載すること。

5. その他

本承認基準によるほか、定めのない項目については「神戸市道路掘削及び復旧工事標準仕様書」によるものとする。

(平成25年9月1日制定)

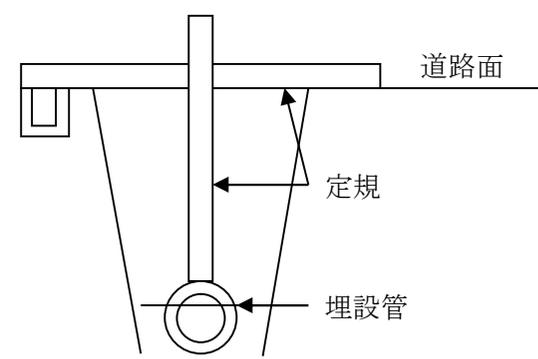
(平成27年8月1日改定)

(令和8年4月1日改定)

道路掘削工事記録写真撮影基準

1. この基準は、神戸市が管理する道路における占有掘削工事の適正化を図るため、記録写真の撮影及び整理について必要な事項を定めるものである。
2. 道路掘削工事の許可又は協議を受けた者は、この基準に基づき施工順序に従って以下に定める要領により工事記録写真を撮影し、「道路掘削跡復旧工事検査願」に工事施行箇所図【A4版 1/10,000程度】を添付して提出しなければならない。
但し、道路管理者が必要と認めるときは、随時に提出しなければならない。
3. 写真の大きさはサービスサイズ(8.2×11.8cm カラー)を標準とするが、一部を拡大して撮影する必要がある場合には、その箇所の全景も併せて撮影し拡大部分の位置が確認できるようにすること。
4. 記録写真はA4版の工事写真帳を使用し、施工順序に従って工種ごとに系統だてて整理すること。
5. 写真帳は左綴とし、余白部分には写真の説明(撮影時の黒板による説明不足などを補足する)を記入すること。
6. 平面図あるいは出来型図に撮影箇所を明示し、写真と対照できるようにすること。
7. 写真には工事内容を説明した黒板を同時に撮影すること。

8. 寸法を明示する必要がある写真については、必ず箱尺、帯テープなどを対象物に密着させ、また目盛りに直角に撮影すること。
9. 埋設物の位置と基準となる構造物(道路面、側溝、電柱及び掘削によって露出した既設埋設物など)との相対関係がわかる遠景、及び近影写真を撮ること。



(例)
土被りの変化点又は測点毎に管頂又は構築物頂部に定規を直角に立て地盤面に接して定規又は水系を張り縦、横の定規の交差によって土被りの深さの全体が明確に判断できるような写真とする。

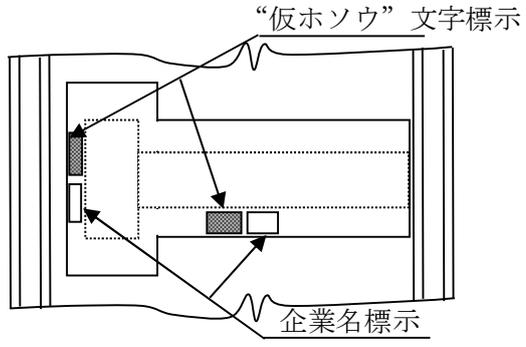
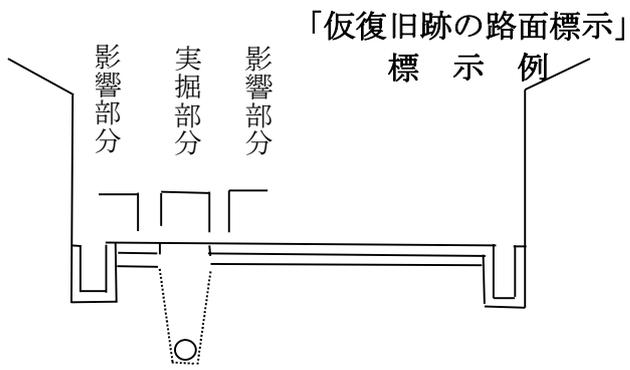
10. 埋戻土及び舗装材料の品質、施工状態がわかる遠景、及び近影写真を撮ること。
11. 舗装復旧写真の撮り方については、「土木請負工事必携 写真管理基準(案)」によること。
(注) 当該工事における現況写真とは、仮復旧の状態ではなく掘削工事着手前の在来舗装の路面の状態をいう。
12. 電柱、支線等の抜柱に際しては撤去後の状況を確認できる写真を撮ること。
13. この基準は引込管についても準用する。
14. 工事写真の盗難あるいは紛失、又は撮影技術の不良などによる不足は原則認めない。
15. その他この基準に定めていないものは「土木請負工事必携 写真管理基準(案)」による他、本市係員の指示に従うこと。

年月日	許可番号
工事名	
場所	測点番号
形状寸法	
施工業者名	

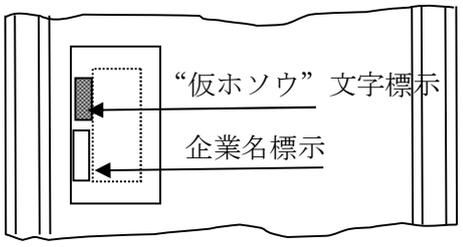
40cm

写真で形状寸法のわかりにくいものは黒板に記入し同時撮影すること。

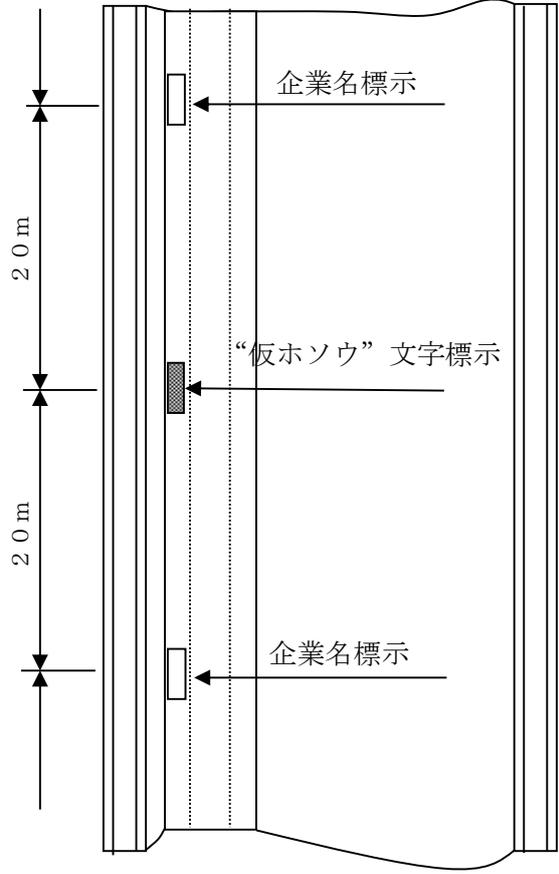
60cm



復旧延長が 3 m 以上
20 m 未満の場合



復旧延長が 3 m 未満の場合

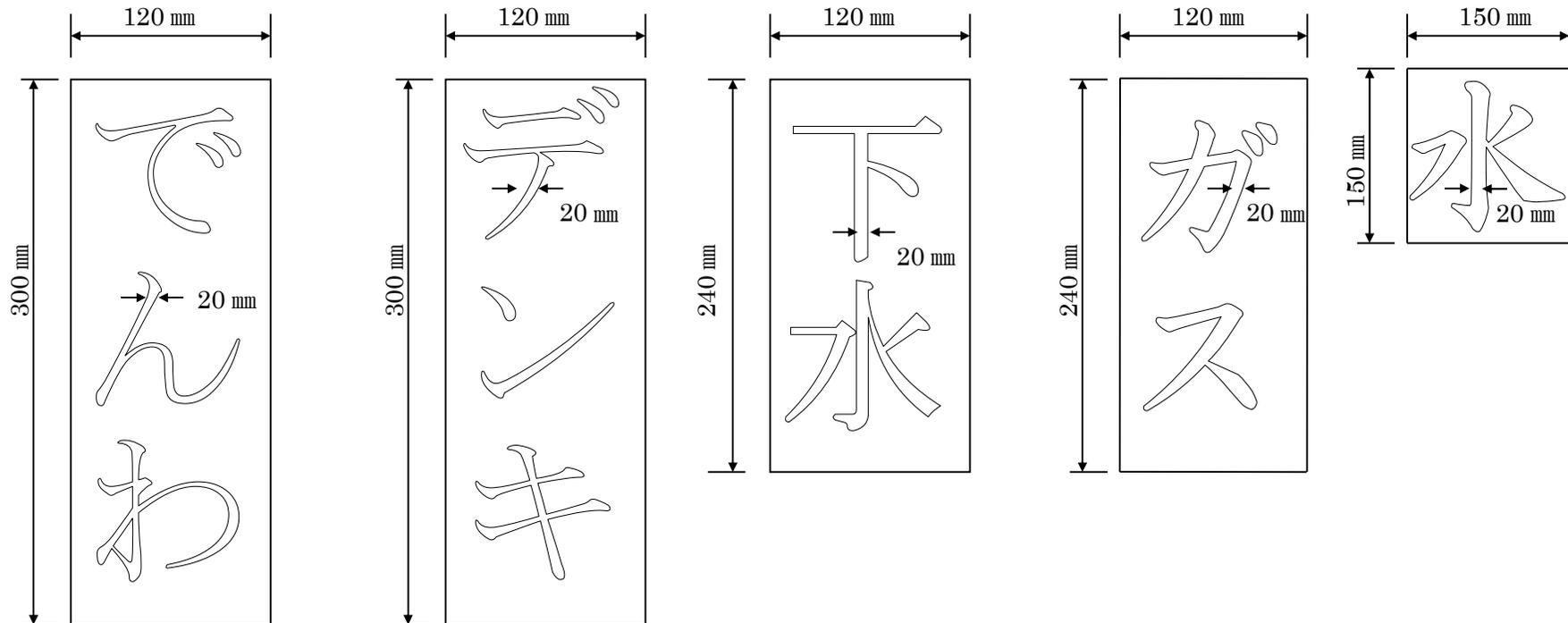


復旧延長が 20 m 以上の場合
(20 m ごとに標示)

標示は実掘線に接続した影響部分 (本復旧時に取り壊す部分)

企業別標示板

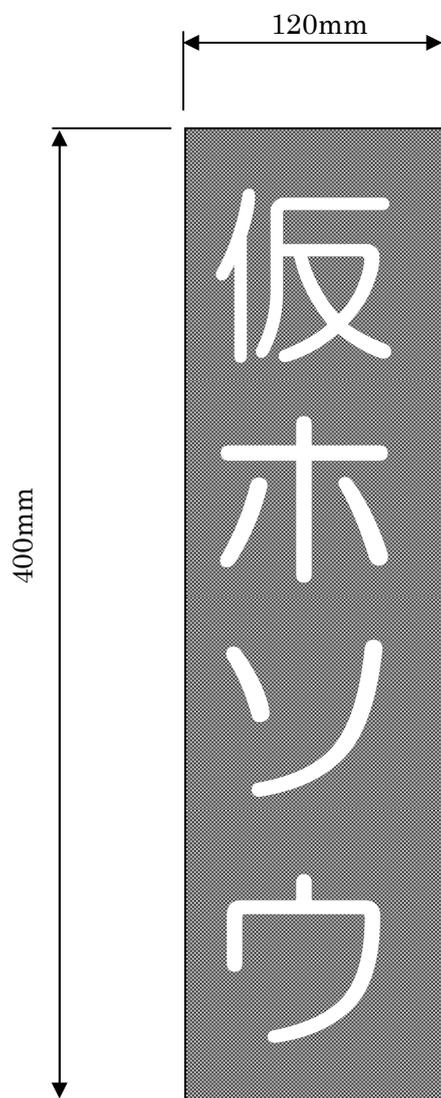
付録—2



- ※ 1. 標示の文字及び大きさは、図面通りとする。
- 2. 標示の色は、黄色のスプレー式ペイントで行なう。

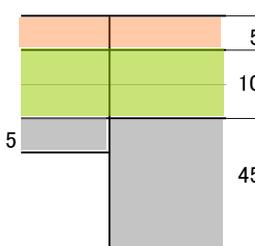
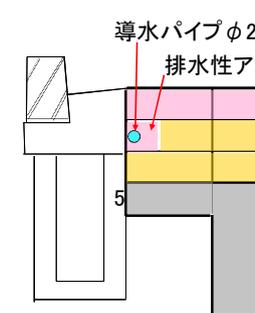
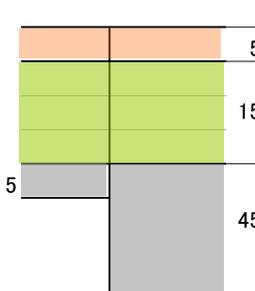
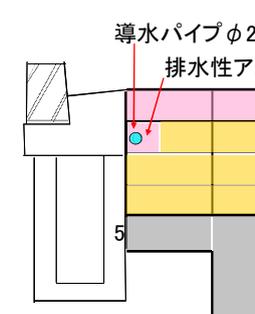
仮ホソウ文字標示板

付録-2



道路掘削跡復旧構造図

付録-3

復旧工種		復旧構造		適用基準	
呼称	工種及び施工厚	影響部	掘削部	歩車道区分	在来舗装の種類
2号工	アスファルト舗装 施工厚 60cm		表層工:再生密粒度As(20) ・密粒度As(20) 5 基層工:再生粗粒度As(20)・粗粒度As(20) 10 路盤工:再生粒調碎石・粒度調整碎石 45	車道	アスファルト舗装
2-2号工	排水性アスファルト舗装 施工厚 60cm		導水パイプφ20程度 排水性アスコンB=30 t=5 5 表層工:排水性アスコン (開粒度As(13)) 10 基層工:再生粗粒度As(20) ・粗粒度As(20) 45 路盤工:再生粒調碎石 ・粒度調整碎石	車道	排水性舗装
特2号工	アスファルト舗装 施工厚 65cm		表層工:再生密粒度As(20) ・密粒度As(20) 5 基層工:再生粗粒度As(20) ・粗粒度As(20) 15 路盤工:再生粒調碎石・粒度調整碎石 45	車道	アスファルト舗装
特2-1号工	排水性アスファルト舗装 施工厚 65cm		導水パイプφ20程度 排水性アスコンB=30 t=5 5 表層工:排水性アスコン (開粒度As(13)) 15 基層工:再生粗粒度As(20) ・粗粒度As(20) 45 路盤工:再生粒調碎石 ・粒度調整碎石	車道	排水性舗装

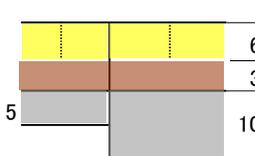
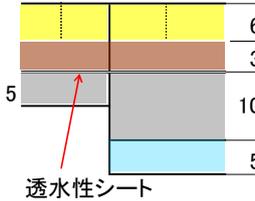
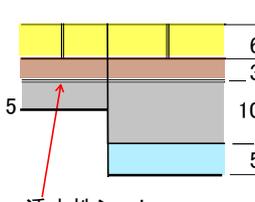
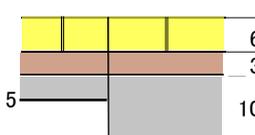
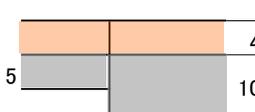
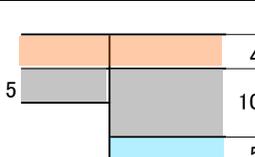
道路掘削跡復旧構造図

付録-3

復旧工種		復旧構造		適用基準	
呼称	工種及び施工厚	影響部	掘削部	歩車道区分	在来舗装の種類
3号工	アスファルト舗装 施工厚 30cm	5	5 20	車道	アスファルト舗装
		表層工:再生密粒度As(13)・密粒度As(13) 基層工:再生粗粒度As(20)・粗粒度As(20) 路盤工:再生粒調碎石・粒度調整碎石			
曲線部坂路中の交差点や縦断勾配7%以上の急坂路には滑り止め舗装とすること。					
特3号工	アスファルト舗装 施工厚 35cm	5	5 10 20	車道	アスファルト舗装
		表層工:再生密粒度As(13)・密粒度As(13) 基層工:再生粗粒度As(20)・粗粒度As(20) 路盤工:再生粒調碎石・粒度調整碎石			
曲線部坂路中の交差点や縦断勾配7%以上の急坂路には滑り止め舗装とすること。					
特3-1号工	排水性アスファルト舗装 施工厚 35cm	5	5 10 20	車道	排水性舗装
		導水パイプφ20程度 排水性アスコンB=30 t=5 表層工:排水性アスコン(開粒度As(13)) 基層工:再生粗粒度As(20)・粗粒度As(20) 路盤工:再生粒調碎石・粒度調整碎石			
曲線部坂路中の交差点や縦断勾配7%以上の急坂路には滑り止め舗装とすること。					
4号工	アスファルト舗装 施工厚 25cm	5	5 20	車道	アスファルト舗装
		表層工:再生密粒度As(13)・密粒度As(13) 路盤工:再生粒調碎石・粒度調整碎石			
曲線部坂路中の交差点や縦断勾配7%以上の急坂路には滑り止め舗装とすること。					
5号工	アスファルト舗装 施工厚 5cm	5	5	歩車道	歩車道各種舗装
		表層工:再生細粒度As(13)・細粒度As(13)			
6号工	セメントコンクリート舗装 施工厚 45cm	5	25 20	車道	セメントコンクリート舗装
		表層工:セメントコンクリート(曲げ強度4.5N/mm ²) 路盤工:再生粒調碎石・粒度調整碎石			
7号工	セメントコンクリート舗装 施工厚 30cm	5	15 15	車道	セメントコンクリート舗装
		表層工:セメントコンクリート(曲げ強度4.5N/mm ²) 路盤工:再生粒調碎石・粒度調整碎石			
乗入部においては、神戸市標準構造図集(土木一般工事)5-3-1によること。					
8号工	歩道平板ブロック舗装 施工厚 14cm	6	2 6	歩道	歩道コンクリート平板舗装 点字平板
		表層工:コンクリート平板ブロック 据付モルタル(1:3)目地モルタル(1:2) 基礎工:コンクリート 18N/mm ²			

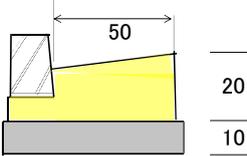
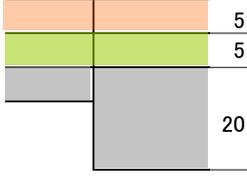
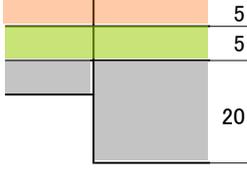
道路掘削跡復旧構造図

付録-3

復旧工種		復旧構造		適用基準	
呼称	工種及び施工厚	影響部	掘削部	歩車道区分	在来舗装の種類
8-1号工	歩道平板ブロック 舗装 施工厚 19cm		6 3 5 10	表層工 : コンクリート平板ブロック 敷砂 路盤工 : 再生砕石	歩道 歩道コンクリート 平板舗装 (非透水性)
8-2号工	歩道透水性平板 ブロック舗装 施工厚 24cm		6 3 5 10 5	表層工 : コンクリート平板ブロック 敷砂 路盤工 : 再生砕石 フィルター層 (砂)	歩道 歩道コンクリート 平板舗装 (透水性)
9号工	歩道タイル舗装 施工厚 22cm		3 2 7 5 10	表層工 : タイル 据付モルタル(1:3)目地モルタル(1:2) 基礎工:コンクリート18N/m ² 路盤工 : 再生砕石	歩道 歩道タイル舗装
9-1号工	歩道透水性インター ロッキング舗装 施工厚 24cm		6 3 5 10 5	表層工 : インターロッキングブロック 敷砂 路盤工 : 再生砕石 フィルター層 (砂)	歩道 歩道インターロッキ ングブロック舗装
9-2号工	歩道インターロッキ ング舗装 施工厚 19cm		6 3 5 10	表層工 : インターロッキングブロック 敷砂 路盤工 : 再生砕石	歩道 歩道インターロッキ ングブロック舗装
10号工	歩道アスファルト 舗装 施工厚 14cm		4 5 10	表層工:再生細粒度As(13)・細粒度As(13) 路盤工 : 再生砕石	歩道 アスファルト舗装
10-1号工	透水性歩道アス ファルト舗装 施工厚 19cm		4 5 10 5	表層工:開粒度As(13) 路盤工 : 再生砕石 フィルター層 (砂)	歩道 透水性歩道 アスファルト舗装
11号工	砂利道 施工厚 9cm		9	再生砕石等	車道 砂利道
11-1号工	植栽帯 施工厚 50cm		50	植栽帯 : 真砂土	歩道 植栽帯

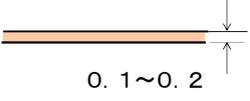
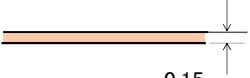
道路掘削跡復旧構造図

付録-3

復旧工種		復旧構造		適用基準	
呼称	工種及び施工厚	影響部	掘削部	歩車道区分	在来舗装の種類
12号工	路床補強 施工厚 30cm		 <p style="margin-left: 20px;">※別途工種にて施工 再生砕石</p>	歩車道	
13号工	街渠工		 <p style="margin-left: 20px;">縁石ブロック コンクリート 18N/mm² 基礎工：再生砕石</p>	街渠	街渠工
14号工	アスファルト舗装 一般部(普通車、小型貨物自動車 が乗り入れる場合) 施工厚 30cm		 <p style="margin-left: 20px;">表層工：再生細粒度As(13)・細粒度As(13) 基層工：再生粗粒度As(20)・粗粒度As(20) 路盤工：再生砕石</p>	乗入れ	アスファルト舗装 監督費については、3号工を参考とする
14-1号工	透水性アスファルト舗装 一般部(普通車、小型貨物自動車 が乗り入れる場合) 施工厚 30cm		 <p style="margin-left: 20px;">表層工：高粘度改質開粒度As(13) 基層工：開粒度As(20) 路盤工：再生砕石</p>	乗入れ	アスファルト舗装 監督費については、3号工を参考とする
15号工	アスファルト舗装 重車両部(普通・大型貨物自動車 が乗り入れる場合) 施工厚 35cm		 <p style="margin-left: 20px;">表層工：再生細粒度As(13)・細粒度As(13) 基層工：再生粗粒度As(20)・粗粒度As(20) 路盤工：再生砕石</p>	乗入れ	アスファルト舗装 監督費については、特3号工を参考とする
15-1号工	透水性アスファルト舗装 重車両部(普通・大型貨物自動車 が乗り入れる場合) 施工厚 35cm		 <p style="margin-left: 20px;">表層工：高粘度改質開粒度As(13) 基層工：開粒度As(20) 路盤工：再生砕石</p>	乗入れ	アスファルト舗装 監督費については、特3号工を参考とする

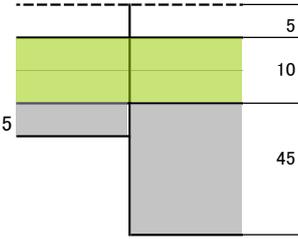
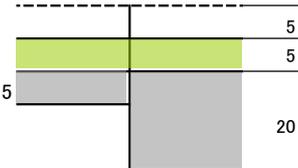
道路掘削跡復旧構造図

付録-3

<p>特舗 A号工</p>	<p>カラーアスファルト 舗装 施工厚 3cm</p>	 <p>表層工 : カラーアスコン(セラサンド)</p>	<p>車道</p>	<p>カラーアスファルト 舗装 (バスレーンカラー)</p>
<p>特舗 B号工</p>	<p>塗布式カラー舗装 施工厚 1~2mm</p>	 <p>着色結合材 : エポキシ樹脂RPN-4 骨材 : 着色硬質骨材</p>	<p>車道</p>	<p>塗布式カラー舗装 (学校周辺カラー)</p>
<p>特舗 C号工</p>	<p>すべり止め舗装 施工厚 2cm</p>	 <p>磨耗層 : ニッケルスラグアスコン</p>	<p>車道</p>	<p>すべり止め舗装</p>
<p>白線</p>	<p>反射ビーズ入り 熔融式 施工厚 1.5mm</p>	 <p>厚1.5mm 幅15cm 反射ビーズ入り熔融式</p>	<p>車道</p>	<p>アスファルト舗装 又は セメント コンクリート舗装</p>

道路掘削跡復旧構造図
 <特例工種>

付録-3

復旧工種		復旧構造		適用基準		
呼称	工種及び施工厚	影響部	掘削部	歩車道区分	在来舗装の種類	
2-1号工	アスファルト舗装 施工厚 55cm		5 10 45	表層工：管理者施工 基層工：再生粗粒度As(20) ・粗粒度As(20) 路盤工：再生粒調碎石 ・粒度調整碎石	車道	アスファルト舗装
3-1号工	アスファルト舗装 施工厚 25cm		5 5 20	表層工：管理者施工 基層工：再生粗粒度As(20) ・粗粒度As(20) 路盤工：再生粒調碎石 ・粒度調整碎石	車道	アスファルト舗装

地下埋設物の明示方法

埋設標示テープ（道路法施行令第12条第1項第二号のハ及び道路法施行規則第4条の三のニに基づく、埋設物の明示方法）および埋設表示シートに関して記載する。

1. 電話・通信ケーブル（NTTドコモ）

（1）対象

地下埋設管路

防護コンクリート（管路）

（2）埋設標識シートの仕様

項目	内容
1) 材質	ポリプロピレン
2) 色	赤
3) 名称	NTTドコモ
4) 寸法	幅 250mm、400mm

（例：埋設標識シート）



（3）施行要領

項目	内容
1) 管路との設置離隔	管路上端約 30～50 c m
2) 取り付け方法	①管の中心に沿って管軸方向に埋設
	②防護コンクリート区間は、コンクリート上部面に設置

2. 電話・通信ケーブル（ソフトバンク）

(1) 対象

地下埋設管路

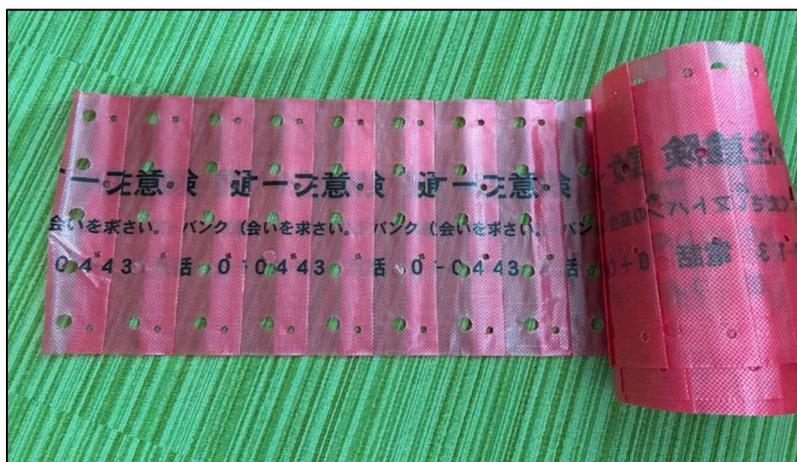
(2) 埋設表示シートの仕様

項目	内容
1) 材質	ポリエチレンクロス
2) テープ寸法	幅 400 mm
3) 色	地色：赤 文字色：黒
4) 名称	ソフトバンク
5) デザイン	「例：埋設標識シート」のとおり

(例：埋設表示シート)



(例：埋設表示シート)



(3) 施行要領

項目	内容
1) 埋設位置	土被り 800mm 以上 管の天端から 500mm 離れた位置 土被り 800mm 未満 管の天端から 300mm 離れた位置

3. 電話・通信ケーブル（オプテージ）

（1）対象

地下埋設管路

（2）管路巻付テープの仕様

項目	内容
1) 材質	軟質塩化ビニル
2) テープ寸法	幅 50mm
3) テープ形式	テープ裏面に粘着性あり
4) 色	地色：赤、印字：黒
5) 表示・デザイン	「例：管路巻付テープ」のとおり
6) 巻付方法	概ね 2m 以下の間隔で箇所あたり 2 回以上巻き付ける。

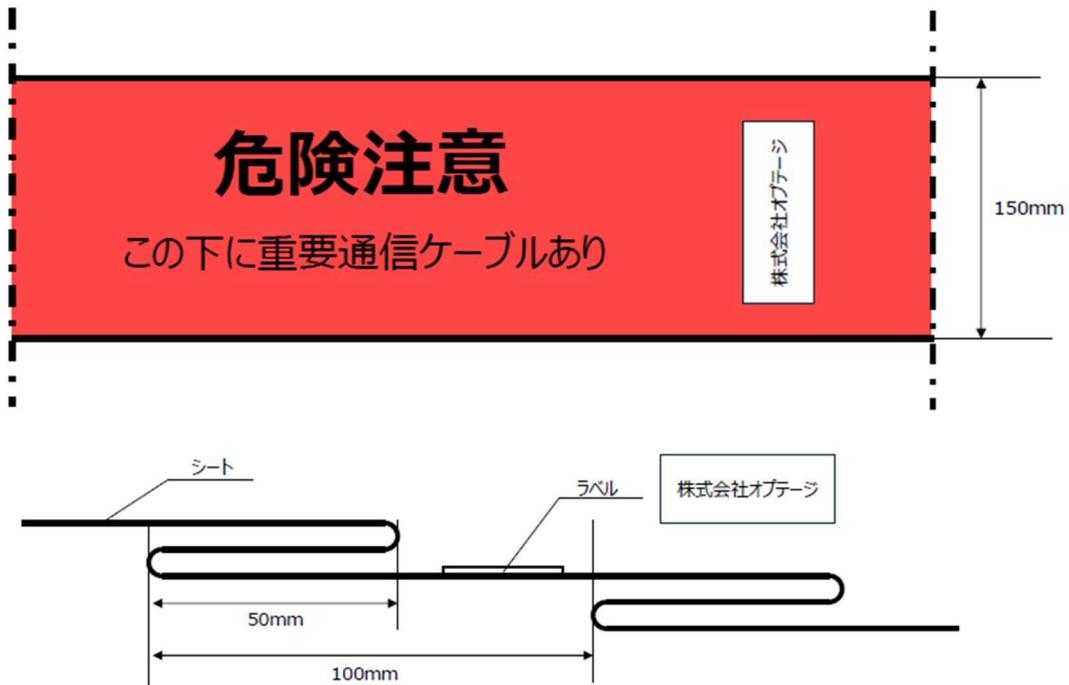
（例：管路巻付テープ）



（3）埋設標示シートの仕様

項目	内容
1) 材質	ポリエチレン
2) シート寸法	幅 150mm
3) シート形式	折込構造
4) 色	シート地色：赤、シート印字：黒 ラベル地色：白、ラベル印字：黒
5) 表示・デザイン	「例：埋設標示シート」のとおり
6) 敷設方法	管路の上部約 60 cm に敷設する。ただし、浅層埋設が可能な場合は、管路の上部約 20cm の路盤内に敷設する。 なお、アスファルト舗装の熱の影響等から 20cm の必要離隔を確保できない場合は、この限りでない。

(例：埋設標示シート)



4. 電話・通信ケーブル（JCOM）

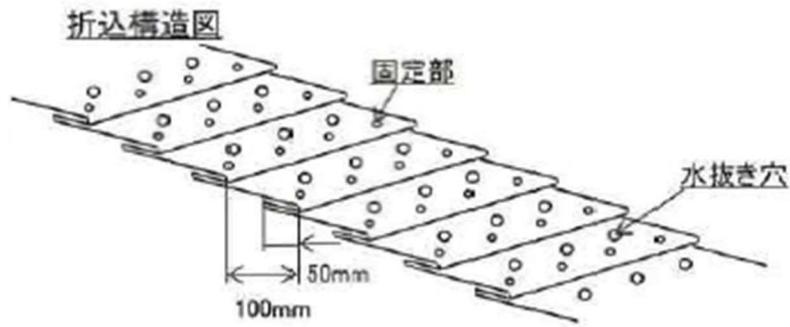
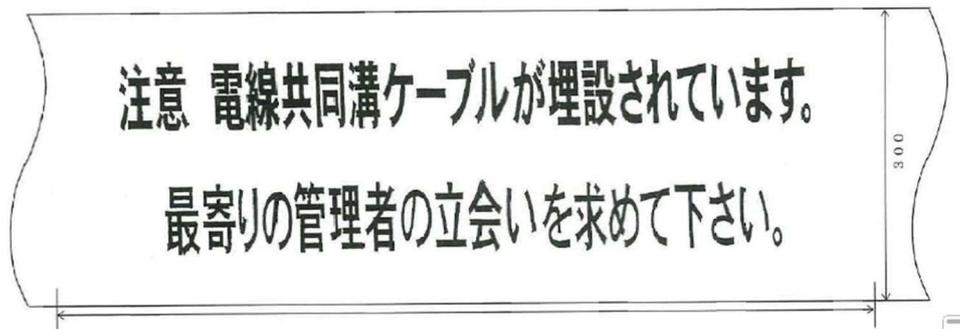
(1) 対象

地下埋設管路

(2) 埋設標識シートの仕様

項目	内容
1) 材質	ポリエチレン
2) シート寸法	幅 300mm
3) シート形式	折込構造
4) 色	シート地色：ピンク シート印字：黒
5) 表示・デザイン	「例：埋設標識シート」のとおり
7) 敷設方法	

(例：埋設標識シート)



5. 電力管路

(1). 対象

下記以外の管路

- ①電線の直接埋設
- ②コンクリートトラフ式
- ③コンクリート管路式
- ④外径 80mm 未満の管路
- ⑤各戸引込管

(2) 埋設標示テープの仕様

項目	内容
1) 材質	ナイロンビニール又はポリエチレン
2) テープ寸法	幅 150mm
3) テープ形式	接着剤なし
4) テープ種類	①高電圧用テープ
	②低電圧用テープ
	③埋設年を印刷しないものを既設管用とする
5) 色	生地：オレンジ、印刷文字：赤
6) 名称、管理者	一般送配電事業者以外の電気事業者
7) 圧力の区分	高電圧、低電圧
8) 埋設年	西暦表示 (例 1971)
9) デザイン	「例：埋設標示テープ」のとおり

(3) 施行要領

項目	内容
1) 間隔	概ね 2m 以下の間隔
2) 巻き方	管路テープの表示面を上にして適当に切って 2 回以上巻くのを標準とする
3) 止め方	巻き止め用接着テープ等により巻きはじめと巻きおわり部分を接着させる
4) 既設管路への巻き付け	埋設年のないテープを用いる

(4) その他

関西電力送配電設備（一般送配電事業者）の外傷事故防止施策（埋設標示）を行う。
管路表示テープ

項目	内容
1) 材質	ナイロンビニール又はポリエチレン
2) テープ寸法	幅 150mm
3) 表示	「高電圧ケーブルあり注意」 「関西電力送配電」
4) 色	黄地に赤
5) 表示法	管路上約 60 cm に連続埋設 ※浅層埋設時：管路上約 30 cm に連続埋設
6) デザイン	「例：埋設表示テープ」のとおり

・ケーブル保護鋼管および硬質塩化ビニル管においては、「管路埋設表示テープ」の布設とともに「管路巻付テープ」を巻き付けし表示する。

※管路の長さ方向に概ね 2m 以下の間隔で表示

(例：埋設表示テープ)

(寸法単位 mm)



※テープ幅：150mm、テープ色：黄色、文字色：赤色

(例：管路巻付テープ)

(寸法単位 mm)



※テープ幅：50mm、テープ色：橙色、文字色：赤色

6-1. 水道管（神戸市水道局）

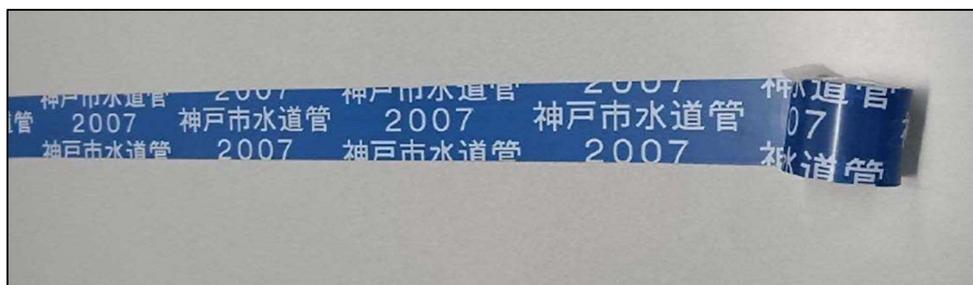
(1). 対象

本管および支管

(2) a 埋設表示テープの仕様

項目	内容
1) 材質	塩化ビニール
2) テープ寸法	幅 50mm 厚さ 0.15mm±0.03mm
3) テープ形式	粘着テープ
4) 色	生地：青（スカイブルー）、印刷文字：白
5) 名称、管理者	神戸市水道管
6) 埋設年	西暦表示（例 1971）
7) デザイン	「例：埋設表示テープ」のとおり

(例：埋設表示テープ) 上水



b 埋設表示シートの仕様

項目	内容
1) 材質	ポリエチレン
2) テープ寸法	幅 150mm 厚さ 0.15mm±0.03mm
3) テープ形式	ラミネーション加工
4) 色	生地：青（スカイブルー）、印刷文字：赤
5) 名称、管理者	「注意・上水道管」又は「注意・上水道揚水管」
6) デザイン	「例：埋設表示シート」のとおり

(例：埋設表示シート) 上水



(3) 施行要領

a 埋設表示テープの仕様

項目	内容
1) 間隔	①管長 4m以下・・・3ヶ所 管の両端から 15～20 cmならびに中間 1ヶ所 ②管長 5～6m・・・4ヶ所 管の両端から 15～20 cmならびに中間 2ヶ所 テープの間隔が 2m以上にならないよう胴巻テープを巻くこと。
2) 巻き方	胴巻テープと天端テープ。 胴巻テープは 1 回半巻きとする。

b 埋設表示シート

- ・水道配管用仕様書「破損防止テープの標準図」による。

6-2. 工業用水道管

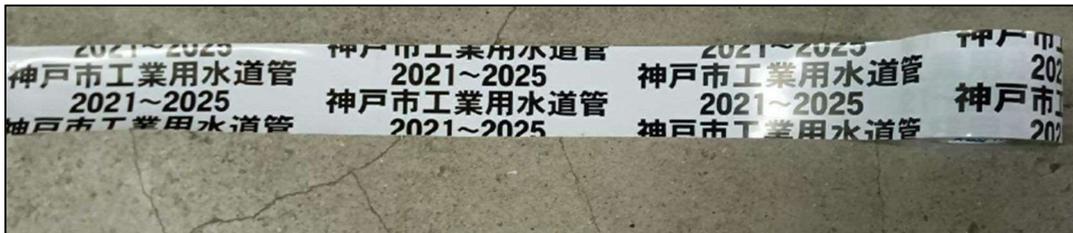
(1). 対象

本管および支管

(2) a 埋設表示テープの仕様

項目	内容
1) 材質	塩化ビニール
2) テープ寸法	幅 50mm 厚さ 0.15mm±0.03mm
3) テープ形式	粘着テープ
4) 色	生地：白、印刷文字：黒
5) 名称、管理者	神戸市工業用水道管
6) 埋設年	西暦表示（例 2025~2030）
7) デザイン	「例：埋設表示テープ」のとおり

(例：埋設表示テープ) 工業用水



b 埋設表示シート

項目	内容
1) 材質	ポリエチレン
2) テープ寸法	幅 150mm 厚さ 0.15mm±0.03mm
3) テープ形式	ラミネーション加工
4) 色	生地：白、印刷文字：黒
5) 名称、管理者	注意・工業用水道
6) デザイン	「例：埋設表示シート」のとおり

(例：埋設表示シート) 工業用水



(3) 施行要領

a表示テープおよびb表示シート

- ・水道配管用仕様書「破損防止テープの標準図」による。

7. 明石市上下水道局

(1). 対象

本管および支管

(2) a表示テープの仕様

項目	内容
1) 材質	塩化ビニール
2) テープ寸法	幅 50mm
3) テープ形式	粘着テープ エコマーク認定品
4) 色	生地：青（スカイブルー）、印刷文字：白
5) 名称、管理者	上水道管であることを明示
6) 埋設年	西暦表示（例 1971）工事発注年度
7) デザイン	メーカー標準品

(例：埋設表示テープ)



b表示シートの仕様

項目	内容
1) 材質	メーカー標準品
2) シート寸法	幅 15 cm 2倍折
3) シート形式	エコマーク認定品
4) 色	生地：青（スカイブルー）、印刷文字：白
5) 名称、管理者	上水道管であることを明示
6) 埋設年	指定なし
7) デザイン	指定なし

(例：埋設表示シート)



(3) 施行要領

a 表示テープの仕様

項目	内容
1) 間隔	①管長 4m以下・・・3ヶ所 管の両端から 15～20 cmならびに中間 1ヶ所
	②管長 5～6m・・・4ヶ所 管の両端から 15～20 cmならびに中間 2ヶ所
	③特殊管で①②に該当しない場合は、テープの間隔が 2 m以上にならないよう個所を増加する
	④推進工法による場合は、テープに代わり青色ペイントを天端に塗布する。
2) 巻き方	胴巻テープは 1 回半巻きとする。ただし、管径 350mm 以下は胴巻テープのみ、管径 400mm 以上は胴巻テープと天端テープを使用する。

※○道路法施行令および道路法施行規則の一部改正に伴う水道管の布設について参照

b 表示シートの仕様

項目	内容
1) 設置位置	①布設管天端より、40 cmの位置

8. 下水道

(1). 対象

鋼管、铸铁管、ビニール管、陶管（ただし、外径 80mm 未満は除く）

(2) a 表示テープの仕様

項目	内容
1) 材質	指定なし（例：塩化ビニル製で粘着剤付）
2) テープ寸法	指定なし（例：幅 50mm）
3) 色	指定なし（例：生地色：茶、印字色：白）
4) 印字	指定なし 例： 神戸市公共下水道
5) デザイン	「例：識別明示テープ」のとおり

(例：識別明示テープ)

神戸市公共下水道 神戸市公共下水道 神戸市公共

b 埋設標示シート

項目	内容
1) 材質	指定なし（例：ポリエチレンクロス）
2) テープ寸法	指定なし（例：幅 150mm）
3) 色	指定なし（例：生地色：茶、印字色：白）
4) 印字	指定なし 下水道管注意 この下に下水道管あり注意、立会いを求めてください。
5) デザイン	「例：埋設標示シート」のとおり

(例：埋設標示シート)

下水道管注意
この下に下水道管あり注意、立会いを求めてください

(3) 施行要領

a 埋設標示テープ

- ・管頂部は切れ目なく、円周方向は 2.0m 間隔で管に直接巻く

b 埋設標示シート

- ・管の天端より 30cm のところに切れ目なく設置

9. ガス（大阪ガス）

(1) 対象

本支管及び新設供給管

※1 ガス管をコンクリート、鉄板等で防護した場合の防護工内のガス管にも導管明示テープを巻き付ける。

(2) a 明示テープの仕様

項目	内容
1) 材質	<ul style="list-style-type: none"> ・ A、B、C、D：ポリエチレンシート ・ E：塩化ビニルシート ・ 非開削用：ポリエチレンクロス
2) テープ寸法	<ul style="list-style-type: none"> ・ A、B、C、D：幅 30 mm 厚さ 0.12 mm ・ E：幅 50 mm 厚さ 0.20 mm ・ 非開削用：幅 100 mm 厚さ 0.54 mm
3) テープ形式	片面にゴム系粘着剤を塗布
4) テープ種類 (表 1 参照)	導管明示テープ A 導管明示テープ B 導管明示テープ C 導管明示テープ D 導管明示テープ E 導管明示テープ（非開削工法用）
5) 色	生地：緑 印刷文字：黒
6) 管理者表示	大阪ガスネットワーク
7) 圧力の区分	高圧、中圧、低圧
8) 埋設年	西暦表示（例、2022） ただし、既設管用は埋設年を印刷せずブランク
9) デザイン	別図参照

表 1 導管明示テープの種類と使用区分

テープ種類	使用区分
導管明示テープ A	新設および既設高圧管用
導管明示テープ B	新設中圧管用（中圧 A、B）
導管明示テープ C	新設低圧本管、支供管用
導管明示テープ D	既設中圧管用、低圧本管・支管用
導管明示テープ E	リコイラー使用 PE コイル管用
導管明示テープ（非開削工法用）	非開削工法による PE 管用

(例：導管明示テープ)

- ・導管明示テープ A～D (既設管用 D は、圧力及び埋設年がブランク)
- ・導管明示テープ E



(例：導管明示テープ) 非開削工法用



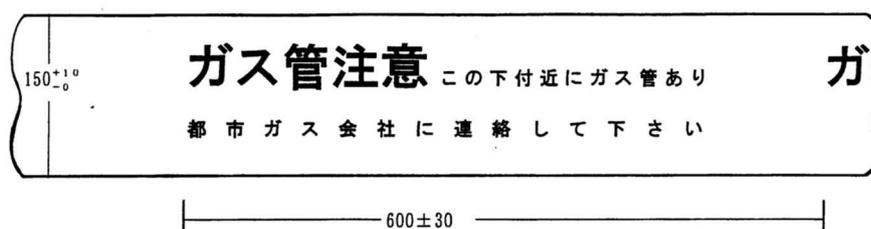
b 埋設標識シート

項目	内容
1) 材質	高密度ポリエチレン製織クロス低密度ポリエチレンをラミネート
2) シート寸法	幅：150 mm(各圧共通・浅埋用)、300 mm(防護用)
3) シート種類 (表 2 参照)	埋設標識シート (各圧共通) 埋設標識シート (浅埋用) 埋設標識シート (防護用)
4) 色	生地：淡緑色 印刷文字：黒
5) 表示・デザイン	「例：例：埋設標識シート」のとおり
6) 圧力の区分	各圧共通

表 2 埋設標識シートの種類と使用区分

シート種類	使用区分	折り込み
埋設標識シート各圧共通	一般埋設深度用	3.5 倍折り
埋設標識シート浅埋用	浅層埋設用	2 倍折り
埋設標識シート防護用	防護用	折り込みなし

(例：埋設標識シート) 各圧共通・浅埋用



(例：埋設標識シート) 防護用



(3) 施行要領

a 導管明示テープ

項目	内容
1) 間隔	1.5m以内
2) 巻き方	テープを重ねて管円周上に1重半から2重巻きし、貼り付ける
3) 止め方	貼り付け
4) 巻き付け作業	工事現場

b 埋設標識シート

項目	内容
1) 使用区分	ガス管理設深さが、0.8m以上の場合は、各圧共通を使用 0.8m未満の場合は、浅埋用を使用
2) 敷設枚数	管路上にガス管と平行に1枚を連続埋設 ただし、400A以上の場合は、2枚並べて連続埋設
3) 埋設位置	ガス管直上の0.3m以上かつ路盤底部の下方0.2m以上の位置 ただし、現地状況により路盤底部の下方0.2m以上を確保できない場合は、ガス管と0.3m以上離れたうえで路盤底部と路盤底部下方0.2mの間の位置に埋設 なお、ガス管直上0.3mの位置が路盤内に入る場合は、路盤底部に埋設 ※ガス管の埋設深さが大きい場合は道路表面最小0.8mの位置まで近づけてよい
4) その他	・ガス管をコンクリート、鉄板等で防護した場合、防護工の上に埋設標識シート防護用を敷く ・他工事立会の際、露出した本支管について、必要に応じて埋設標識シートをお渡しし、設置を依頼をしている

10. ガス（伊丹産業株式会社）

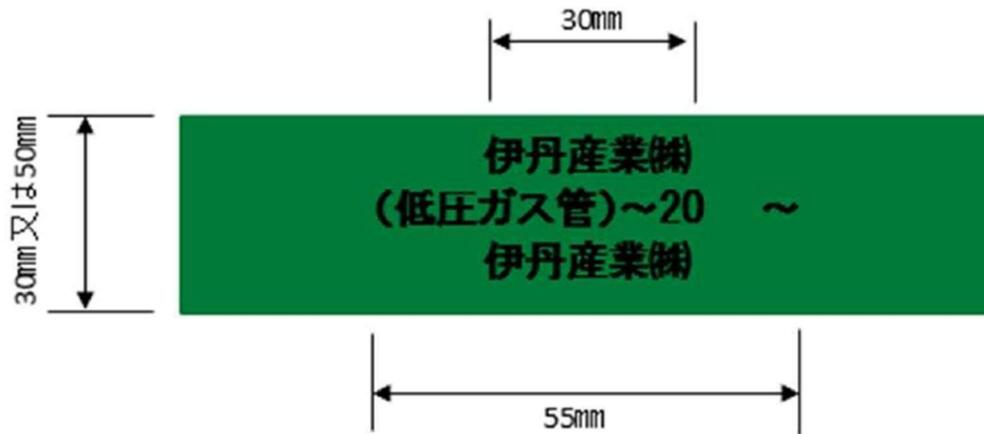
(1) 対象

全ての本管および支管（既設管についても同様）

(2) 埋設標示テープの仕様

項目	内容
1) 材質	塩化ビニール
2) テープ寸法	幅30mm又は50mm 長さ20m
3) テープ形式	粘着テープ（中圧用、低圧用）
4) 色	生地色：緑 印字色：黒
5) 印字・デザイン	伊丹産業(株) 西暦表示（既設管は西暦年記載なし） 圧力区分により、「中圧ガス管」「低圧ガス管」 既設管は埋設年を記載しない
6) 設置位置・埋設方法	a. 2m以下の間隔で巻き付ける b. 管円周方向に巻く c. 工事現場又はヤード内 d. 他工事による露出管は可能な限り（埋設年記載なし）

(例：埋設標示テープ)



(3) 埋設標示シート

項目	内容
1) 材質	ポリエチレン (2 倍折込)
2) テープ寸法	幅 150 mm 長さ 50m
4) 色	生地色：緑 印字色：黒
5) 印字・デザイン	「ガス管注意」立会を求めるよう印字
6) 設置位置・埋設方法	原則、管上 30 cm ただし、埋設深度が 1.5m を超える場合は、地表面より 1.0m 程度の位置

(例：埋設標示シート)

